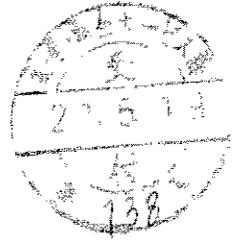


接続約款変更認可申請書



西相制第 17 号
平成 21 年 5 月 19 日

総務大臣
鳩山 邦夫 殿

郵便番号 540-8511

おねほひかみおとさかしちゆうおうくぼんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしや

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんやち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～106 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>107</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者が、社団法人情報通信技術委員会(以下「TTC」といいます。))においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第45条 当社は、第60条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	用 語	意 味	1～106 (略)	(略)	<u>107</u> (略)	(略)	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～106 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>107</u> <u>トンネル方式</u></td> <td><u>IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</u></td> </tr> <tr> <td><u>108</u> <u>ネイティブ方式</u></td> <td><u>IP通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式</u></td> </tr> <tr> <td><u>109</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者が、<u>DSL回線との接続を要する場合には</u>、社団法人情報通信技術委員会(以下「TTC」といいます。))においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、<u>ネイティブ方式による接続(インターネット接続サービスを提供する協定事業者がIP通信網との接続をIPv6アドレスにより行うものに限ります。以下「ネイティブ接続」といいます。)</u>を要する場合には、<u>ネイティブ接続を行っている協定事業者(当社からネイティブ接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。)</u>の数が3に達しているときを、<u>それぞれ</u>含みます。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(当社が行う協定の解除)</p> <p>第45条 当社は、第60条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。<u>ただし、第60条第1項の表中第4欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第50条の4(ネイティブ接続に係る責務)の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めたとときに限るものとします。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) ネイティブ接続に関し、当社から接続申込みの承諾を受けた接続申込者名等を開示する場合</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	用 語	意 味	1～106 (略)	(略)	<u>107</u> <u>トンネル方式</u>	<u>IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</u>	<u>108</u> <u>ネイティブ方式</u>	<u>IP通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式</u>	<u>109</u> (略)	(略)
用 語	意 味																
1～106 (略)	(略)																
<u>107</u> (略)	(略)																
用 語	意 味																
1～106 (略)	(略)																
<u>107</u> <u>トンネル方式</u>	<u>IP通信網内における通信方式のうちトンネリングプロトコルにより通信路を設定して通信を行う方式</u>																
<u>108</u> <u>ネイティブ方式</u>	<u>IP通信網内における通信方式のうちトンネル方式以外の方式</u>																
<u>109</u> (略)	(略)																

(ネイティブ接続に係る責務)

第 50 条の 4 ネイティブ接続を行っている協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。）は、ネイティブ接続に関する協定等（IP 通信網とのネイティブ接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。）の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
<u>(4) 第 50 条の 4（ネイティブ接続に係る責務）の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。</u>	<u>その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間</u>
(5) (略)	(略)

2～6 (略)

料金表

第 1 表 接続料金
第 2 網改造料

- 1 (略)
- 1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考				
(1)～(50) (略)	(略)				
(51) IP 通信網との接続に係るインタフェース機能	<table border="1"> <tr> <td>ア IP 通信網終端装置に協定事業者との接続（トンネル方式により行うものに限ります。）のためのインタフェースを付与する機能</td> <td> <u>(ア) (イ) 以外の場合</u> <u>(イ) IP 通信網との接続を IPv6 アドレスのみにより行う場合</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">イ IP 通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</td> </tr> </table>	ア IP 通信網終端装置に協定事業者との接続（トンネル方式により行うものに限ります。）のためのインタフェースを付与する機能	<u>(ア) (イ) 以外の場合</u> <u>(イ) IP 通信網との接続を IPv6 アドレスのみにより行う場合</u>	イ IP 通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	
ア IP 通信網終端装置に協定事業者との接続（トンネル方式により行うものに限ります。）のためのインタフェースを付与する機能	<u>(ア) (イ) 以外の場合</u> <u>(イ) IP 通信網との接続を IPv6 アドレスのみにより行う場合</u>				
イ IP 通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能					
(52)～(60) (略)	(略)				
<u>(61) IP 通信網とのネイティブ接続に係る機能</u>	<u>ネイティブ接続を行うための機能</u>				

(接続の停止)

第 60 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第 2 欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) (略)	(略)

2～6 (略)

料金表

第 1 表 接続料金
第 2 網改造料

- 1 (略)
- 1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	備 考
(1)～(50) (略)	(略)
(51) IP 通信網との接続に係るインタフェース機能	IP 通信網終端装置又は IP 通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能
(52)～(60) (略)	(略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、改正規定のうち、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第51欄ア(イ)欄及び第61欄に規定する機能については、平成23年4月以降当社の準備が整い次第、提供を開始するものとします。

(ネイティブ接続に係る接続申込みの承諾についての特則)

2 当社は、ネイティブ接続に係る接続申込みを受け付ける期間（平成21年度内に設定する期間とします。以下この附則において「受付期間」といいます。）を定め、当該受付期間に受け付けたネイティブ接続に係る接続申込み（以下この附則において「選定対象接続申込み」といいます。）について、次の各号に掲げる選定対象接続申込みの数に応じ、当該各号に定めるとおり取り扱うこととします。

(1) 選定対象接続申込みの数が3以下のとき

受付期間経過後、第22条（接続申込みの承諾）第1項の規定に基づき承諾するものとします。

(2) 選定対象接続申込みの数が4以上のとき

受付期間経過後、第22条第1項中「その接続申込みを受け付けた順番に従って」とあるのを、「附則（平成21年 月 日西相制第17号）第3項第1号に規定するインターネット接続サービスの契約数等の合計数の多い順番に従って」と読み替え、読み替え後の同項の規定に基づき承諾するものとします。

3 前項第2号に規定する場合は、ネイティブ接続に係る接続申込者は、当社に対して、次の各号に掲げる書面を当社が定める期日までに提出することを要します。

(1) 他事業者（当該接続申込者の接続申込みが承諾されることを前提として、当該接続申込者に対し、ネイティブ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っている者に限ります。以下この項において同じとします。）のインターネット接続サービスの契約数等（電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下この号において「報告規則」といいます。）第2条第1項に規定するインターネット接続サービス（携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。）の契約数等であって、当社が定める時点のものとする。）及びその合計数を記した書面（当社が定める様式によるものとし、報告規則に基づき当該契約数等を総務大臣に報告している他事業者については、当該報告に係る書面等（報告規則様式第7によるものとする。）の写しを添付するものとします。）

(2) 他事業者が、当該接続申込者に対して、ネイティブ接続に関する協定等の締結に係る申込みを行っていることを示す書面

4 当社は、第47条（守秘義務）の規定にかかわらず、前項の規定に基づき当社に提出された書面に記された情報の内容について主務官庁に通知し、確認を求めることがあります。

5 当社は、受付期間経過後に受け付けたネイティブ接続に係る接続申込みについては、選定対象接続申込みを承諾した後に、第22条第1項の規定に基づき承諾するものとします。

(経過措置)

6 この改正規定実施前から締結している協定において「料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第51欄」が規定されている場合には、この改正規定実施後は、次の各号に掲げる接続箇所に応じ、当該各号に定めるところにより読み替えて適用することとします。

(1) ISP接続用ルータで接続するとき

料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第51欄ア(7)欄

(2) 一般中継局ルータ又は特別中継局ルータで接続するとき

料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第51欄イ欄